

牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画

牛 久 市

平成 21 年 10 月策定

平成 27 年 9 月（一部改定）

平成 29 年 7 月（一部改定）

令和 8 年 3 月（改定）

牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

第1 はじめに

1. [新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定](#) 1
2. [取組の経緯](#) 1
3. [新型コロナウイルス感染症対応での経験](#) 4
4. [牛久市新型インフルエンザ等行動計画の改定](#) 4

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. [新型インフルエンザ等対策の基本方針](#) 7
2. [対策の基本項目](#) 15
 - ①実施体制
 - ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - ③まん延防止
 - ④ワクチン
 - ⑤保健
 - ⑥物資
 - ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保
3. [対策推進のための役割分担](#) 16

第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 [実施体制](#) 19

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

第2章 [情報提供・共有・リスクコミュニケーション](#) 22

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

第3章	まん延防止	26
第1節	準備期	
第2節	初動期	
第3節	対応期	
第4章	ワクチン	32
第1節	準備期	
第2節	初動期	
第3節	対応期	
第5章	保健	42
第1節	準備期	
第2節	初動期	
第3節	対応期	
第6章	物資	45
第1節	準備期	
第2節	初動期	
第3節	対応期	
第7章	市民の生活及び地域経済の安定の確保	48
第1節	準備期	
第2節	初動期	
第3節	対応期	

第4 組織体制

1.	対策本部設置前の組織体制	53
2.	牛久市新型インフルエンザ等対策本部	53
3.	関係機関連絡会議	54
4.	対策部門の組織構成	55
5.	各部の事務分掌	56

第1 はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

である。

2. 取組の経緯

年	主体	内容
平成17年 (2005年)	国	「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。 「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」(平成17年(2005年)WHOガイダンス文書)に準じて、策定した。その後、数字の部分的な改定を行った。
	県	(12月)「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」策定。国の計画を踏まえての策定。
平成19年 (2007年)	国	(3月)「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の策定。 (9月)「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定

平成 20 年 (2008 年)	国	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 30 号。)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られた。
	県	(2 月)「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定 (8 月)「茨城県新型インフルエンザ対応マニュアル」の作成
平成 21 年 (2009 年)	国	(2 月)「新型インフルエンザ対策行動計画」を抜本的に改定した。 (4 月)新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計された。入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16(人口 10 万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。
	牛久市	国や県の動向を踏まえ、策定の準備を開始していたが、4 月に新型インフルエンザ発生があったため、一時中断し、経験を踏まえた内容を加えて策定した。 (10 月)「牛久市新型インフルエンザ対策行動計画」「牛久市新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定。
平成 23 年 (2011 年)	国	(9 月)「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定。 病原性が季節性並みであった平成 21 年(2009 年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資の逼迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるために改定された。
	県	(11 月)「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定。 国の行動計画の改定と経験を踏まえた改定
平成 24 年 (2012 年)	国	(5 月)「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の制定 この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。
平成 25 年 (2013 年)	牛久市	(6 月)牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定。 国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき制定した。

	国	(6月)「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定。 特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年(2013年)2月7日)を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、作成した。 政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。
平成 26 年 (2014 年)	県	(2月)「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定。 特措法第7条に基づき、政府行動計画で定められた事項を踏まえ、従前の「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、新たに策定した。
平成 27 年 (2015 年)	牛久市	(9月)「牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定。 特措法制定と政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、平成21年に作成したものに追加修正を加え、新たに作成した。
平成 29 年 (2017 年)	牛久市	(7月)「牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画」一部変更 ①組織及び事務分掌の変更に伴い、各論の担当課、対策部門の組織構成、各部の事務分掌を変更。②対策本部に各部の次長を追加(災害対策本部と同様)。③市民及び市職員の被害想定、要援護者の被害想定を最新データに変更。
令和6年 (2024年)	国	(7月)「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」全面改定。 新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。こうした社会を目指すためには、 ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減 ・ 基本的人権の尊重 の3つの目標を実現する必要があるとされた。これらの目標を実現できるよう、全面改定された。

令和7年 (2025年)	県	(3月)「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定。 政府行動計画の全面改定を受け、従前の「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定された。
令和8年 (2026年)	牛久市	(3月)「牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定。 政府及び県行動計画の全面改定を踏まえて、平成21年に作成した「牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定。

注)「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」は、以下「政府行動計画」という。
「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」は、以下「県対策行動計画」という。

3. 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には国内でも新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民の生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、パンデミックに対し、市の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

4. 牛久市新型インフルエンザ等行動計画の改定

市は、政府行動計画及び県行動計画の全面改定を踏まえ、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ、牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を改定す

る。

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザが発生していない現時点では、新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等については分かっておらず、様々な場合が想定される。

市行動計画は、こうした多様な新型インフルエンザに対応することを想定して策定するものである。対象とする新型インフルエンザが多様であるため、その対策も多様である。市行動計画は主に強毒性を想定したマニュアルとなっているが、新型インフルエンザ発生の際には、病原性・感染力等に関する情報が得られ次第、その程度に応じた適切な対策へと切り替えを行うこととする。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある、市行動計画の対象感染症とする。今後も、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、国や県の動向を注視しながら、適時適切に本市行動計画の改定を行うものとする。

【参考】

・「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」の説明

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」より抜粋

第6条第7項

この法律において「**新型インフルエンザ等感染症**」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症

に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

第6条第9項

この法律において「**新感染症**」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病罹った場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあると認められるものをいう。

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を災害等と同等の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン調達のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染拡大予防対策等により、必要な業種の欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成、実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

市の役割

市は、この計画を他の災害と同様の危機管理対策の重要課題として位置付け、情報提供及び感染拡大防止対策を講じ、市民生活に想定外の支障をきたさぬよう、地域社会の生活の維持に努めるものとする。

市民の役割

市民は、日常の健康管理の一環として、感染予防対策を実行し、他の災害対策と同様に、自ら生活機能の維持を目的として感染拡大時の生活維持に必要な備えをするよう努めるものとする。

(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

① 特定の感染症を前提としないバランスの取れた戦略

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある

ることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

政府行動計画及び県行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、表1のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

②状況に応じた具体的対策の選択・実施

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、本市あるいは発生地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮、特に性差による不利益が生じないような配慮や、子どもや高齢者等の社会的弱者への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。なお、特に高齢者等への不要不急の外出自粛要請については、外出自粛をすることによってフレイル等が進行する等のリスクがあるため、その効果を見極めながら慎重に行う必要がある。

また、特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。

特にワクチンや治療薬がまだ開発されていない新興感染症等のパンデミック初期には、公衆衛生対策がより重要となる。

表1 時期に応じた戦略（対応期は政府対策本部が決定する基本方針に基づいて対応）

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国・県との連携、市内における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民等に対する啓発や市及び事業者による業務継続計画等の策定・見直し、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	新型インフルエンザ等対策本部の立ち上げなど、直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。
対応期	県内及び市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国・県と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性等に応じて必要となる場合は、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードを可能な限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、国及び県と連携し、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	県内及び市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民の社会経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。 また、市の実情等に応じて、国及び県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

(3) 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

① 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては「第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

② 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとに対応の大きな流れ)

前述①の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう表2のように区分し、有事のシナリオを想定する。それぞれの時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

また、下図に示す、初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」で、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

表2 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

（４）新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に協力し、新型インフルエンザ等の対策を実施する。この場合において、次の点に留意する。

① 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) DX の推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国と県、市の連携の円滑化等を図るためのDX の推進のほか、人材育成、国と県、市町村との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民の生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と市民の生活及び社会経済の影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民の生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

③ 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

【特措法の措置】

- ・ 検疫のための停留施設の使用（特措法第 29 条）
- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）
- ・ 不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請（特措法第 45 条）
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）
- ・ 緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物質の売り渡しの要請（特措法第 55 条）

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等（例：病院・診療所、薬局その他で新型インフルエンザ等患者等に頻繁に接する機会のある医師、看護師、薬剤師その他の者等）の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

④ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効

であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、必ずしもこれらの措置が講じられるものではないことに留意する。

⑤ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。県対策本部長から政府対策本部長に対して、または市対策本部長から県対策本部長に対して対策に関する総合調整の依頼があった場合には、その趣旨を尊重し必要がある場合は、速やかに所要の総合調整を行うこととなっている。

⑥ 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、市は、保健所を中心に、県と連携し避難所等における衛生環境を維持するために、必要に応じて、日本環境感染学会等と連携し、適切かつ迅速な防疫活動、保護活動等を実施する。また、感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

⑦ 記録の作成や保存

発生した段階で、本部における対策の実施にかかる記録を作成し、保存し、公表する。

2. 対策の基本項目

(1) 市行動計画の主な対策項目

行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民の生活及び経済に広く大きな被害を及ぼすことから、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security(以下「JIHS」という。))、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図ることが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民の生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑤保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

⑥物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国のかつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握に努める。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

さらに、これらの取組を実施してもなお个人防护具が不足する場合は、市は県や国と連携し、医療機関等に対し必要な个人防护具の配布を行う等、更なる対策を講ずる。

⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民の生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国及び県、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国及び県、市は、市民の生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進

に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

なお、特措法第2条に定める指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、県、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の高齢者、障がい者等の要配慮者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。自宅療養者等に対する健康観察や生活支援等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図るものとし、対策の実施に当たっては、県等と緊密な連携を図る。

(3)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会や関係機関等(以下「連携協議会等」という。)を活用した地域における連携を進めることが重要である。加えて、地域における院内感染対策のネットワークの構築と医療機関相互に支援する体制の構築が重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、各医療機関は、当該感染症の特性を踏まえ、特定機能病院、感染症指定医療機関等それぞれの役割を担い、協定指定医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4)指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5)登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6)一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7)市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、個人が行う基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、各個人においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努め、発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための各個人が対策を実施するよう努める。

第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、市は、政府行動計画をもとに県、及び他市町村と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における協議等を通じ、事前準備の進捗を確認し、全庁一体となった取組を推進する。

【所要の対応】

1-1. 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等発生に備え、必要に応じ対策検討委員会及び担当者会議を実施し、情報交換や連携体制の確認、実践的な訓練等を実施する。

(担当課：健康づくり推進課・防災課)

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- 市行動計画等を策定し、国や県の体制の変更や状況に応じて、随時見直しを図っていく。
- 市行動計画を作成・変更する際には、牛久市健康づくり推進協議会にて感染症対策について報告し、協議を行う。
- 国や JIHS 等の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。

(担当課：健康づくり推進課)

- 新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに市対策本部等を立ち上げることができるよう体制を整備する。
- 新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との平時からの情報交換を行い、連携強化や役割分担に関する調整を行う。

(担当課：健康づくり推進課、防災課)

- 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するため、必要な人員等の確保及び維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。市の業務継続計画の作成・変更にあたっては、県等の業務継続計画との整合性にも配慮する。

(担当課：人事課)

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- 新型インフルエンザ等発生前の段階から、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関連絡会議等により、平時から県、他市町村、医療機関、指定公共機関等と情報交換や連携体制の確認、訓練等を実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

(担当課：健康づくり推進課)

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

【所要の対応】

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(担当課：健康づくり推進課、防災課)

- 必要に応じて、第1節（準備期）1－2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的に調整を図り、人員の確保を進める。

(担当課：人事課)

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- 新型インフルエンザ等の発生時、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

(担当課：財政課)

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の病原体の性状等に応じて、流行状況が収束するまで、長期間要することも念頭に置き、市における感染症対策を持続可能なものとするのが重要である。また、柔軟に実施体制を整備し、見直すことで、市民の健康被害をできる限り抑制することや、生活・経済への影響を抑制することを目指す。

【所要の対応】

3-1. 基本となる実施体制の在り方
3-1-1. 職員の派遣・応援への対応
➤ 新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請することができる。 ➤ その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村又は県に対して応援を求める。 (担当部：保健福祉部)
3-1-2. 必要な財政上の措置
➤ 国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて対策に応じて要する経費に必要な予算の確保を行う。 (担当部：保健福祉部、経営企画部)
3-2. 緊急事態措置の検討等について
3-2-1. 緊急事態宣言の手続
➤ 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。 ➤ 速やかに必要な対策・措置、具体的な取組を実施し、体制の維持と対策の推進を図る。 (担当部：保健福祉部、市民部、総務部)
3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制
3-3-1. 牛久市対策本部の廃止
➤ 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。 ➤ これまでの各段階における対策の評価を行い、行動計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、関係機関と共有する。 (担当部：保健福祉部、市民部)

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染症対策において、平時より市が科学的根拠等に基づいた情報収集を行い、公共団体・事業者・医療機関などに情報共有を行うことで、市民が情報を活用し適切な感染症予防行動をとり、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報収集・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。またリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進め、より一層強固な感染症対策に努める。

【所要の対応】

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有について

平時から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

- 感染症の発生状況に基づき、必要に応じて、感染症予防に関する基礎知識や一般予防方法について、広報紙やホームページの掲載、チラシなど作成配布する。

(担当課：健康づくり推進課、広報広聴課)

- 市民に迅速に情報提供できるように、回覧・全戸配布方法などを整える。

(担当課：市民活動課)

- 市内施設・学校等の関係機関に、基本的な予防対策について周知し、実施を確認する。

(担当課：各施設所管課)

- 商工会・市内企業・介護施設・福祉施設等に情報提供を行うとともに研修を実施する。

(担当課：未来創造課、高齢福祉課、障がい福祉課、健康づくり推進課)

- 庁内で担当者会議を開催すると共に、関係機関との連絡会議を定期的に開催する。

- 新型インフルエンザ等発生に備え、コールセンター等の設置準備を進める。

(担当課：健康づくり推進課・防災課)

- 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

- 感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、急速なAI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られる

ように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。 ➤ ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。 (担当課：健康づくり推進課・広報広聴課)
1-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について ➤ 市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことも考えられる。 ➤ 県と市における新型インフルエンザ等の患者等に関する情報連携方法について、両者合意の上で手順を決める。 ➤ 新型インフルエンザ対策関連の研修会や会議に参加する。 (担当課：健康づくり推進課) ➤ 市内施設・学校等の関係機関からの発生状況について、適宜把握する。 (担当課：各施設所管課、教育委員会、健康づくり推進課)
1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 ➤ 感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。 ➤ 国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。 (担当課：健康づくり推進課、広報広聴課、人事課)

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、情報を迅速かつ正確に市民に提供することが求められる。国内外の発生状況、新型インフルエンザ等の対策や、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供・共有を行い、市民の感染予防行動の促進や、対策方法について把握することを目的とする。

【所要の対応】

2-1. 情報提供・共有について
2-1-1. 市における情報提供・共有について
➤ 国や県等の発信する情報を通じて、発生状況を随時把握する。 ➤ 市民に対し、国の取組に関する留意事項等や地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を実施する。 ➤ 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。 ➤ 発生状況は予防策について、ホームページ、広報紙、コミュニティFM、かつぱメール、チラシ等で市民に周知する。その際、情報入手が困難な市民（外国人、視覚聴覚障がい者等）に対しても、受け手に応じた手段を講じる。 (担当課：保健福祉部、防災課、広報広聴課) ➤ 市内施設や学校等に発生状況を伝えると同時に、患者が発生した場合は速やかに市・保健所に報告するよう、周知する。 (担当課：施設所管課、教育委員会)
2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について
➤ 市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から患者情報等の情報提供要請があった場合は要請に応じ、準備期で定めた方法で情報受け渡しを行う。 ➤ 県から協力要請があった場合は、庁内で人員を確保し、できる限り要請に応じる。 (担当課：健康づくり推進課、人事課)
2-2. 双方向のコミュニケーションの実施
➤ 国からの要請を受けて、市にコールセンターを設置し、市民に周知したうえで、国が示すQ&A等に基づき対応し、適切な情報を提供する。また、コールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向にリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。 (担当課：健康づくり推進課、人事課、広報広聴課)

第3節 対応期

【目的】

感染拡大を踏まえた上で、対策を効果的に行うためには、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。そのために、対策に関する市民の理解を深め、双方向のコミュニケーションを取り、リスク軽減を図る。また、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、誤情報が出た場合は、得られた科学的知見等に基

づく情報を繰り返し提供・共有し、市民の不安解消に努める。

【所要の対応】

3-1. 情報提供・共有について
3-1-1. 市における情報提供・共有について
➤ 国内（県内・市内）での発生状況を把握する。 ➤ 発生状況、予防対策などの最新情報を市民及び関係機関に提供する。 （担当部：保健福祉部、市民部、市長公室） ➤ 市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたって、適切な行動を呼びかけ、事業者に対しても適切な管理と適正な発売価格の設定を要請する。 （担当部：環境経済部）
3-1-2. 県と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有について
➤ 県から新型インフルエンザ等の患者等の情報提供要求があった場合は、協力体制をとり速やかにコミュニケーションを図る。また、患者等への生活支援を行う。 ➤ 市民へきめ細かい情報提供や相談受付等を実施するため、適宜県と情報共有を行う。 （担当部：保健福祉部）
3-2. 双方向のコミュニケーションの実施
➤ 国からの要請を受け、コールセンター等を継続する。 ➤ コールセンターを継続するため、適宜人員配置や対策について検討する。 ➤ 市民からの質問をまとめ、県に照会し正確な情報を提供する。 （担当部：保健福祉部、市長公室、総務部）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等発生時、まん延を防止し流行のピークをできるだけ遅らせることで、患者人数等を最小限に抑え、入院患者数を最小限にとどめることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めることができる。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

【所要の対応】

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、医療機関等に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(担当課：健康づくり推進課、防災課)

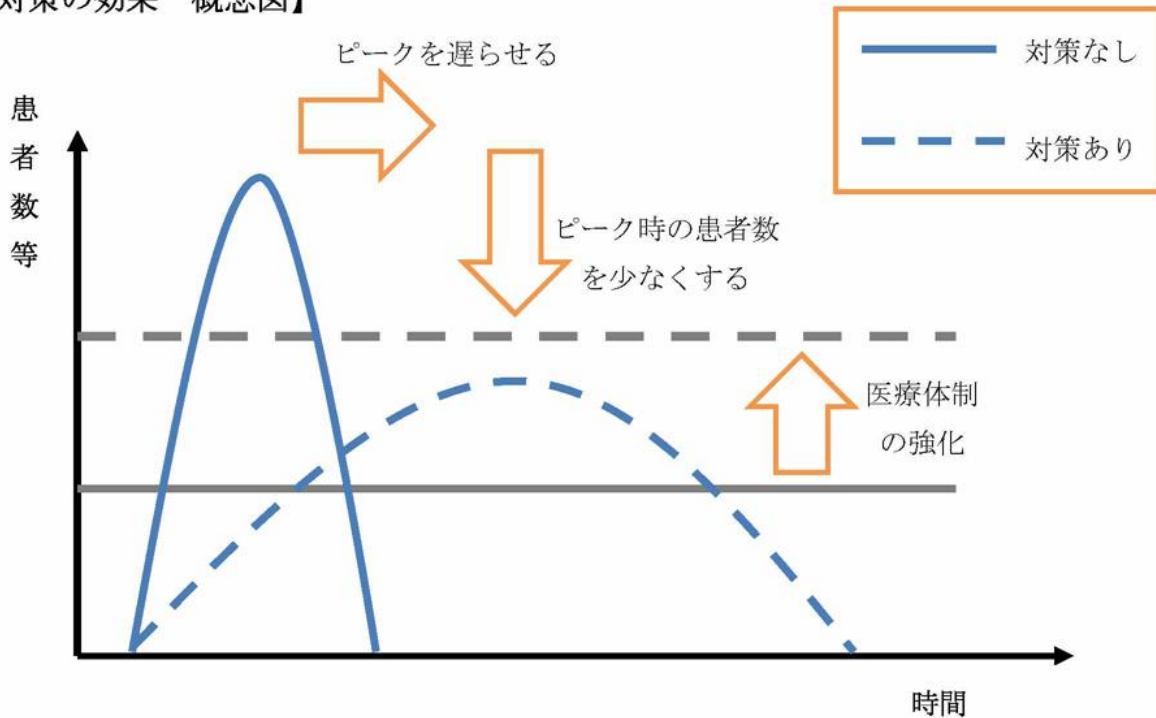
- 県の要請に基づく、緊急事態における不要不急の外出自粛、施設の利用制限の実施等について、あらかじめ市民への理解促進を図る。
- 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

(担当課：健康づくり推進課、防災課、未来創造課、施設所管課)

- 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤等が想定される。市は、その運行に当たっての留意点等について、国等による調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。

(担当課：健康づくり推進課・政策企画課)

【対策の効果 概念図】



＊感染予防対策を講じることで、感染拡大速度を鈍らせ、患者数増加のピークを遅らせることが可能となる。ピーク時の患者数が少なければ、医療体制や生活支援体制の維持が可能となる。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、適切かつ迅速なまん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、患者数を減少することで、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

【所要の対応】

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- 国及び県からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。
- 国及び県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

（担当課：健康づくり推進課・人事課）

- 国・県及びJIHSから感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報やリスク評価に基づく情報の提供があったときは、まん延防止対策に活用する。

（担当課：健康づくり推進課・防災課）

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制するため、まん延防止対策を実施することで、医療ひっ迫を回避し市民の健康を保護する。また、まん延抑制対策は個人、地域、職場など多岐にわたる対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面を踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、発生状況等に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

【所要の対応】

3-1. まん延防止対策の内容
➤ 国・県及びJIHSによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異状況、感染状況及び市民の免疫の獲得状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や市民の社会経済活動への影響も十分考慮するとともに、市民や事業者の理解促進を図るため適切な情報発信を行う。 （担当部：保健福祉部、市長公室、環境経済部）
3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応
➤ 国及び県と連携し、市内の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等について情報発信等を行う。 ➤ 国及び県と協力し、健康観察のための体制整備や、必要時の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行う。 （担当部：保健福祉部、市長公室、環境経済部）
3-1-2. 市民に対する要請等
➤ 市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。 （担当部：保健福祉部・市民部・総務部・市長公室）
3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

➤ 県と連携して、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。 ➤ 緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。 ➤ 県と連携して、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講じることを要請する。 ➤ 事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合や、保育施設が特別保育（受入縮小）を実施せざるを得なくなった場合の保護者である従業員への配慮等を協力要請する。 ➤ 国及び県からの要請を受けて、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する社会福祉施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。 ➤ 集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。 ➤ 感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。 ➤ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。 （担当部：保健福祉部・市民部・教育委員会・環境経済部・建設部）
3-1-4. 公共交通機関に対する要請
➤ 国及び県の要請を受けて、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。 （担当部：保健福祉部・経営企画部）
3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方
3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期
➤ 医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療ひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を守るため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。 ➤ 必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請について、県に対して要請するとともに、県と協力して上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講じる。 （担当部：保健福祉部・市民部）
3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期
➤ 国・県及びJIHSが行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関

する情報等に基づく分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

(担当課：保健福祉部、市民部)

① 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命や健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請も含め、強度の高いまん延防止措置を講ずる。

② 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応を徹底することで感染拡大の防止を目指す。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

③ 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、市は、基本的には、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、市予防計画等に基づき医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。上記の対策を行ってもなお、市内の医療提供体制にひっ迫のおそれが生じた場合等については、市は更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、県に対し支援要請を検討する。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

④ 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、子ども施設（保育園等）、高齢・社会福祉施設等に対する重点的な感染症対策を検討する。必要時、訪問や電話にて、施設に合わせた具体的な感染対策について指導や助言を行う。また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3の臨時休業（学級閉鎖や休校等）の要請を行う。

それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

(担当部：保健福祉部、市民部、教育委員会)

⑤ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に挙げた考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や市民の社会経済活動への影響を更に勘案しつつ検討を行う。

⑥ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

(担当部：保健福祉部・市民部)

3-3. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の要請

- 地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を県に対して要請するか検討する。
- 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を設置する（法定設置）。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

（担当部：保健福祉部・市民部）

第4章 ワクチン

第1節 準備期

【目的】

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県と連携し、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

【所要の対応】

1-1. ワクチン接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに資材の確保ができるように、体制を構築する。

(担当課：健康づくり推進課)

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材	
【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿	☐ マスク
☐ トレイ	☐ 使い捨て手袋(S・M・L)
☐ 体温計	☐ 使い捨て舌圧子
☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器	☐ 膿盆
☐ 手指消毒剤	☐ 聴診器
☐ 救急用品	☐ ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	
☐ 血圧計等	【文房具類】
☐ 静脈路確保用品	☐ ボールペン(赤・黒)
☐ 輸液セット	☐ 日付印
☐ 生理食塩水	☐ スタンプ台
☐ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机
	☐ 椅子
	☐ スクリーン
	☐ 延長コード

1-2. ワクチンの供給体制

随時管内のワクチン配送事業者の把握をする他、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの配量を想定しておく。

(担当課：健康づくり推進課)

1-3. 接種体制の構築
1-3-1. 接種体制
➤ 新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。 ➤ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。 (担当課：健康づくり推進課、防災課、人事課)
1-3-2. 特定接種
➤ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。 ➤ 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。 (担当課：健康づくり推進課、防災課、人事課)
1-3-3. 住民接種
予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。 ➤ 国等の協力を得ながら、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。 ➤ 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下①～⑦に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。 ➤ 必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。 ① 接種対象者数 ② 地方公共団体の人員体制の確保 ③ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 ④ 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定 ⑤ 接種に必要な資材等の確保 ⑥ 国、県及び市や、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築 ⑦ 接種に関する住民への周知方法の策定 ➤ 高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県及び市の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、接種体制を検討する。 ➤ 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。 ➤ 速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

- 医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種または個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に協議を行う。
- 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口までの動線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。
- 調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

【接種対象者の試算方法の考え方】

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出 数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

(担当課：健康づくり推進課、こどもの未来応援センター、高齢福祉課、障がい福祉課、人事課、施設所管課)

1-4. 情報提供・共有
1-4-1. 住民への対応
➤ 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。 (担当課：健康づくり推進課、広報広聴課) ➤ 日本語能力が十分でない外国人等への情報提供について配慮する。 (担当課：健康づくり推進課、広報広聴課、市民活動課)
1-4-2. 市における対応
➤ 定期の予防接種の実施主体として、市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。 (担当課：健康づくり推進課、広報広聴課) ➤ 県は、こうした市の取組を支援する。
1-4-3. 衛生担当課以外の分野との連携
➤ 健康づくり推進課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び人事課、高齢福祉課、障がい福祉課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。 (担当課：健康づくり推進課、高齢福祉課、障がい福祉課、人事課) ➤ 児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康づくり推進課は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。 (担当課：健康づくり推進課、教育委員会)
1-5. DXの推進
➤ 市が活用する健康管理システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国の標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。 ➤ 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録して接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。 ➤ 電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。 ➤ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関の環境整備に取り組む。 (担当課：健康づくり推進課、デジタル推進課)

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、適切かつ迅速なまん延防止対策により感染拡大を抑制し、患者数を減少することで、医療体制の整備を図る。また、まん延抑制対策は個人、地域、職場など多岐にわたる対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面を踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、発生状況等に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

【所要の対応】

2-1. ワクチン接種に必要な資材
第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。 (担当課：健康づくり推進課)
2-2. 接種体制の構築
2-2-1. 特定接種
➤ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。 ➤ 接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。 (担当課：健康づくり推進課)
2-2-2. 住民接種
➤ 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。 (担当課：健康づくり推進課、総合窓口課、デジタル推進課)
➤ 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、庁内・人事課等も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。 (担当課：健康づくり推進課、人事課)
➤ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、調整を要する施設等及びその被接種者数を把握し、接種に係る市医師会等の調整等を行う。 (担当課：健康づくり推進課、高齢福祉課、障がい福祉課)

- 接種が円滑に行われるよう、市医師会、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

(担当課：健康づくり推進課、教育委員会、施設所管課)

- 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、市の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

(担当課：健康づくり推進課)

- 臨時の接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

(担当課：健康づくり推進課、デジタル推進課)

- 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- 医療従事者等の数としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する看護師等を1名おくこと、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

(担当課：健康づくり推進課)

- 実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。

(担当課：健康づくり推進課、防災課)

- アルコール綿、医療廃棄物容器等については、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議を行う。市が独自で調達する場合は、取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下の表3に記載したようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

- 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

(担当課：健康づくり推進課)

【表3 接種会場において必要と想定される物品】

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 【代表的な物品】 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

第3節 対応期

【目的】

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

【所要の対応】

3-1. ワクチン接種に必要な資材

- 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第3章3.を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

(担当課：健康づくり推進課)

3-2. 接種体制

3-2-1. 特定接種

- 初動期に構築した接種体制に基づき、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
- 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(担当課：健康づくり推進課)

3-2-2. 住民接種

- 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材等を確保する。

(担当課：健康づくり推進課)

- 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ① 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - ② ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ③ ワクチンの有効性・安全性については、当初は情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - ④ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得るこれらを踏まえ、広報にあたっては、接種の目的や接種の時期、方法、ワクチンの有効性・安全性等を分かりやすく伝える。
- 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者について

は、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(担当課：健康づくり推進課、広報広聴課)

- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。
- 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係各課等、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(担当課：健康づくり推進課、高齢福祉課、障がい福祉課)

3-3. 情報提供・共有

- 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- 接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- 予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知住民への周知・共有を行う。
- 電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。
- 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(担当課：健康づくり推進課、広報広聴課、デジタル推進課)

3-4. 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(担当課：健康づくり推進課、デジタル推進課)

3-5. 健康被害救済

- 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行う。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。
- 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けし、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(担当課：健康づくり推進課)

第5章 保健

第1節 準備期

【目的】

国・県が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

【所要の対応】

1-1. 医療機関との連携・協力
感染症の流行に備え、医療機関への情報提供を行い、連携協力する。 (担当課：健康づくり推進課)
1-2. 業務継続計画を含む体制の整備
➤ 感染症有事体制の状況を毎年度確認する。 ➤ 業務に関する業務継続計画を策定する。優先的に取り組むべき業務の継続のために、必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 ➤ 業務継続計画の策定に当たっては、有事における各部・課の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。 (担当課：健康づくり推進課、人事課、デジタル推進課)
1-3. 各関係機関への協力体制の構築
感染症の流行に備え、各関係機関(医療機関等)への協力体制の依頼を行う。 (担当部：保健福祉部、政策企画部、環境経済部)
1-4. 健康観察に必要な物品の準備
➤ 感染症の流行に備え、必要となる感染症対策物資等を備蓄する。 ➤ 感染症発生時に県から健康観察協力依頼があった場合に即時対応できるよう、血圧計やパルスオキシメーター等の物品の整備を行う。 (担当課：健康づくり推進課)

第2節 初動期

【目的】

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市行動計画や県が定める予防計画並びに保健所及び県衛生研究所が定める健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

【所要の対応】

2-1. 医療機関への情報提供
国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供し、医療機関等の情報を確認し、医療機関と連携・協力する。 (担当課：健康づくり推進課)
2-2. 市民への情報提供
➤ 国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、市民等に迅速に提供する。 ➤ 県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。 (担当課：健康づくり推進課、広報広聴課)
2-3. 相談センターの設置準備
県の要請に備えて、有症状者等から電話等で相談に対応する相談センターの設置準備を行う。 (担当課：健康づくり推進課)

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める予防計画並びに保健所及び県衛生研究所が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び県衛生研究所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

【所要の対応】

3-1. 患者等への対応
➤ 感染症拡大状況により、発熱相談センターの廃止や受診方法に変更が生じた場合、速やかに市民や各関係機関へ周知する。患者及び患者家族が適切な医療を受けられるよう支援する。 ➤ 県からの要請や関係団体の協力により、在宅で療養する患者の支援等の対応を行う。 (担当部：保健福祉部、市民部)

3-2. 県の要請による臨時の医療施設運営への協力
市内医療機関の運営状況を確認し、県の要請に応じて、臨時の医療施設の設置や運営に協力する。 (担当部：保健福祉部)
3-3. 相談センターの設置
➤ 県の要請により有症状者等から電話等で相談に対応する相談センターを整備する。 ➤ 市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、感染症指定医療機関や協定締結医療機関の準備状況を踏まえ、適切な情報提供を行うとともに必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。 (担当部：保健福祉部)
3-4. 健康観察及び生活支援
➤ 県が実施する健康観察に協力する。 ➤ 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。 (担当部：保健福祉部)
3-5. 医療機関への情報提供
国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供し、医療機関等の情報を確認し、医療機関と連携・協力する。 (担当部：保健福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

【目的】

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【所要の対応】

1-1. 感染症対策物資等の必要物品の検討と備蓄
➤ 行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 ➤ 上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 (担当課：健康づくり推進課、防災課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課)
1-2. 消防機関への个人防护具の備蓄に関する確認
消防機関は国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护の備蓄を進める。その状況を平常時から把握する。 (担当課：防災課)

第2節 初動期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

【所要の対応】

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
➤ 新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について市や市内医療機関の備蓄・配置状況を確認する。 ➤ 市内医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。 (担当課：健康づくり推進課)

2-2. 円滑な供給に向けた準備

- 医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県・国や感染対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- 個人防護具について、医療機関等への緊急配布等の準備を行う。

(担当課：健康づくり推進課)

第3節 対応期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して初動期に引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

【所要の対応】

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- 市内医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。
- 市内医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足する場合は、不足する市内医療機関等に対し、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行う。
また、市は必要な物資及び資材が不足するときは、県・国に必要な対応を要請する。

(担当課：健康づくり推進課)

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、他の地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

(担当課：健康づくり推進課)

3-3. 緊急物資の運送等

緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、感染症対策物資等の緊急物資及び医薬品、医療機器又は再生医療等製品を不足している関係機関へ運送する。

(担当部：保健福祉部、市民部、建設部)

3-4. 物資の売渡しの協力を要請等

- 緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しの協力を要請する。
- 対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの協力の要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により 当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の地域公共団体による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
- 緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管協力を依頼する。

(担当部：保健福祉部、市民部、環境経済部)

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

【所要の対応】

1-1. 情報共有体制の整備
新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。 (担当課：健康づくり推進課、防災課)
1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備
➤ 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。 (担当課：健康づくり推進課、財政課、デジタル推進課、関係各課) ➤ 高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。 (担当課：広報広聴課、市民活動課、高齢福祉課、障がい福祉課)
1-3. 物資及び資材の備蓄
➤ 市は、牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、第6章第1節「物資」で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。 ➤ 上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 ➤ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。 (担当課：健康づくり推進課、防災課)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

- 高齢者、障がい者等要援護者への生活支援（見回り、訪問診療、食事の提供等）搬送、死亡時の対応について、国からの要請に対応し、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体策を検討する。

【市が対応すべき要援護者】

原則、障がい者及び一人暮らし高齢者であって、介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難であるか、情報の理解が困難で感染予防や感染時や流行時の対応が困難な者とする。見守り台帳登録者等を参考に新型インフルエンザ等発生時の要援護者を確認する。

- 感染症発生時の要援護者への対応は、市が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後の速やかな支援が提供できる体制を整える。
- 要援護者の状況から、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供等）、協力者への依頼内容を検討する。
- 地域に必要な物資の量、生産、物流体制等を踏まえ、製造販売者との供給協定の締結等、各地域の生産、物流事業者等と連携し、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付方法について検討する。
- 自宅で療養する新型インフルエンザ患者を見回るために必要な、感染防護物品（マスク、ガウンなど）の備蓄を行う。
- 市民の生活支援を的確に実施できるよう業務継続計画を策定する。

（担当課：高齢福祉課、社会福祉課、障がい福祉課、人事課）

1-5. 火葬体制の構築および能力等の把握

- 県が実施する、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に関して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力する。
- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから地域内における火葬の適切な実施を図るとともに個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる。
- 県の火葬体制を踏まえ、地域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には、戸籍事務担当部局等関係機関との調整を図る。

（担当課：環境政策課、総合窓口課）

第2節 初動期

【目的】

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【所要の対応】

2-1. 市の業務継続
県内市内発生に備え、業務継続計画に基づく業務継続のための準備を開始する。 (担当課：人事課、総務課)
2-2. 要援護者対策
新型インフルエンザ等の発生後、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡し、感染予防対策と生活必需品等の確認を促す。 (担当課：社会福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課)
2-3. 事業者への対応
市内事業者で、生活必需品の販売や要援護者に対するサービス事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防対策を行うための準備を行うよう要請する。 (担当課：未来創造課、高齢福祉課)
2-4. 遺体の火葬・安置
国から県を通じての要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起きた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 (担当課：環境政策課)

第3節 対応期

【目的】

準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【所要の対応】

3-1-1. 心身への影響に関する施策
新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応）を講ずる。 (担当部：保健福祉部)

3-1-2. 生活支援を要する者への支援
市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。 （担当部：保健福祉部・市民部・建設部）
3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援
新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。 （担当部：教育委員会）
3-1-3. 生活関連物資等の価格の安定等
➤ 市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ➤ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 ➤ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。 （担当部：環境経済部）
3-1-5. 埋葬・火葬の特例
➤ 県を通じての国からの要請を受けて、可能な限りうしくあみ斎場の火葬炉を稼働させる。 ➤ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。 ➤ 県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。 ➤ 県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 ➤ 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。 ➤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。 ➤ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認めら

れるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(担当部：環境経済部)

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(担当部：経営企画部、環境経済部)

第4章 組織体制

具体的な対策を講じるため、①前段階・②第1段階においては関係各課での対応とし、対策本部設置後の③第2段階以降については各部(班)での対応を基本とする。

1. 対策本部設置前の組織体制

【担当者会議】

発生前の対応準備について、関係各課で構成し協議するものとする。

【対策検討委員会】

副本部長と本部員で構成し、国内発生前の対応について協議するものとする。

2. 牛久市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)

市長を本部長とする対策本部を設置し、全庁をあげた体制を整備することにより、新型インフルエンザ対策に取り組むものとする。さらに具体的な対応を行うため、各部局において活動班を編成する。

(1) 対策本部の構成及び設置時期

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	各部の部長等・牛久消防署長・消防団長・各部の次長等
本部事務局	防災課長・健康づくり推進課長

①対策本部は、国の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」により、直ちに設置する。

(特措法第34条：市町村対策本部の設置及び所掌事務)

②必要に応じて、緊急事態宣言がなされていない場合においても、任意の対策本部を市は設置することができる。(市内、県南地域、常磐線沿線の市区町村での発生など)

(2) 対策本部の所掌事務

- ・市民生活の支援に関すること。
- ・適切な情報の収集及び伝達に関すること。
- ・社会活動の制限(外出自粛等)に関すること。
- ・その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

(3) 対策本部会議

対策本部の所掌事務について必要に応じ、本部長は副本部長と本部員を招集して対策本部会議を開催する。

(4) 活動班の構成

各活動分野の構成と内容に応じて、各部で事務分掌をもとに活動班を編成し、相互に連携しつつ総合的な対策を推進する。

【対策本部等の発生段階別検討事項】

発生段階	市組織体制	検討事項
準備期	市担当者会議	➤ 行動計画・マニュアル見直し ➤ 必要物品の備蓄
初動期	市対策検討委員会	➤ 対策本部設置準備 ➤ 情報提供の内容と時期 ➤ 相談窓口の設置及び周知
対応期	市対策本部	➤ 情報提供内容と時期 ➤ 感染予防対策の実施 ➤ 学校等の休校・休園措置 ➤ 所管施設の利用制限・利用中止措置。 ➤ 外出自粛の周知 ➤ 生活支援の実施
準備期	市担当者会議	➤ 次回にむけた行動計画・マニュアル見直し ➤ 備蓄品管理・補充

3. 関係機関連絡会議

新型インフルエンザ対策に関わる関係機関と連絡会議を持つことで、発生時の対応を迅速にし、各専門的な見地から意見をいただくことで対策の強化を図ることができる。発生前の段階から必要時に開催し、連携を図る。

【関係機関一覧】

消防	牛久消防署	警察	牛久警察署
保健所	竜ヶ崎保健所・感染症担当者	商工会	牛久市商工会
医療機関	牛久市医師会	区長会	牛久市区長会
民生委員	牛久市民生委員児童委員協議会	教育機関	牛久市学校長会
高齢者団体	牛久市シニアクラブ連合会	障害者団体	牛久市障害者連合会

4. 対策部門の組織構成：◎主担当 ○副担当 ◇協力

部名	情報収集と提供	感染予防対策	市民生活の維持	要援護者支援対策	保健医療の整備	課名
経営企画部 市長公室	◎ ・情報収集 ・市民への情報提供	○ ・公共交通	◇	◇	○	秘書課 広報広聴課 政策企画課 財政課 営業戦略課 デジタル推進課 親子のため課
総務部 (部外含む)	◇	◎ ・市所管施設利用者 ・職員 ・特定接種	◎ ・市の事業継続	◇	◇	総務課 人事課 管財課 契約検査課 税務課 収納課 会計課 監査委員事務局 庶務議事課
市民部	◎ ・情報収集 ・市民への情報提供	○ ・区民会館等	◇	○	◇	市民活動課 総合窓口課 防災課 地域安全課
保健福祉部	○ ・関係機関との情報共有	◎ ・一般市民 ・市民接種	◇	○ ・要支援者の把握	◎ ・外来受診 ・相談窓口	社会福祉課 障がい福祉課 こども家庭課 高齢福祉課 医療年金課 保育課 健康づくり推進課 こどもの未来応援センター (社会福祉協議会)
環境経済部 (部外含む)	○ ・事業者等	○ ・事業者等	◎ ・埋火葬 ・ごみ処理 ・ライフライン	○	◇	環境政策課 廃棄物対策課 農業政策課 未来創造課 文化財・シャトー活用推進課 シャトー再生推進課 農業委員会事務局
建設部	◇	○	○	◎ ・生活支援物資の配給	◇	都市計画課 空家対策課 建築住宅課 道路整備課・ 下水道課
教育委員会	○ ・児童生徒 ・教員等	○ ・施設利用者	◇	◇	◇	教育総務課 教育施設課 教育支援課 生涯学習課 スポーツ推進課 中央図書館

5. 各部の事務分掌

●市長公室

1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること
2. 報道機関からの情報収集に関すること
3. 市民及び外部への情報提供に関すること
4. その他特命事項に関すること

●経営企画部

1. 各部班の予算執行支援に関すること
2. 関係機関（国、県、他市町等）との連携調整に関すること
3. 感染拡大防止のための公共交通の運行調整及び感染予防措置に関すること
4. その他特命事項に関すること

●総務部（会計課・庶務議事課・監査委員事務局を含む）

1. 本部報告の取りまとめに関すること
2. 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること
3. 対策等に活用可能な市有地等に係る連絡調整に関すること
4. 市所管施設の感染予防対策に関すること（必要に応じた来庁者の出入り口を限定やマスク着用及び即乾性消毒用アルコール製剤等を用いて消毒を励行するなど周知徹底する）
5. 市所管施設に必要な感染拡大防止諸物品（手洗い用液体石鹸、消毒薬等）の調達に関すること
6. 職員の感染予防及び情報提供に関すること
7. 事業継続計画に関すること
8. 職員配備及びそれに伴う勤務体制等に関すること
9. 職員の厚生に関すること
10. 銀行との調整に関すること
11. その他特命事項に関すること

●市民部

1. 戸籍届出の受理及び埋火葬許可証に関すること
2. 新型インフルエンザ発生状況の把握に関すること
3. 警察・消防等、関係機関との連携に関すること
4. 国、県、関係機関からの情報の統合及び本部への連絡に関すること
5. 生活支援物資の備蓄に関すること
6. 地域市民組織との連絡調整に関すること
7. 対策本部の運営および本部報告の取りまとめに関すること
8. その他特命事項に関すること

●保健福祉部

1. 市民の感染予防に関すること
2. 新型インフルエンザ相談窓口の開設に関すること
3. 帰国者接触者外来など、治療受診に関すること
4. 要援護者の生活支援に関すること
5. 要援護者（独居高齢者、高齢者世帯、在宅要介護高齢者等）の健康状態把握に関すること
6. 保育園等児童福祉施設の使用制限若しくは停止に関すること
7. 児童及び要介護者、障がい者等の援護対策計画に関すること（保護者や介護者家族等が発症した場合の対応等）
8. 要援護者対策を実施する職員の感染予防及び対策備品（マスク、防護服、消毒薬、体温計等）管理に関すること
9. 日本赤十字社茨城県支部との連絡調整及び協議に関すること
10. 牛久市社会福祉協議会との連携に関すること
11. 所管施設の感染予防対策に関すること
12. 本部との連絡調整に関すること
13. その他特命事項に関すること

●環境経済部（農業委員会事務局を含む）

1. 上下水道等ライフラインの稼動状況確認に関すること
2. ごみの排出抑制及び廃棄物処理場の継続運転に関すること
3. 廃棄物収集業者との調整に関すること
4. うしくあみ斎場の利用調整に関すること
5. 他市町村斎場での火葬の連絡調整に関すること
6. 遺体安置所の確保及び管理運営に関すること
7. 農業・商業等、関係機関との連携に関すること
8. 所管施設及び団体の感染予防対策に関すること
9. その他特命事項に関すること

●建設部

1. 配給対策活動の集約に関すること
2. 生活支援物資の調達及び配布に関すること
3. 生活物資品の配給場所の確保及び運営に関すること
4. その他特命事項に関すること

●教育委員会

1. 学校等の連絡調整及び情報収集に関すること
2. 学校等の臨時休業又は使用制限若しくは停止に関すること
3. 市内小中義務教育学校及び幼稚園における感染予防に関すること
4. 所管施設の感染予防対策に関すること（集会、イベント等の自粛協力要請に関すること）
5. その他特命事項に関すること